

上場会社の内部管理体制等の改善の実効性向上に向けた特設注意市場銘柄制度の見直し等に
係る有価証券上場規程等の一部改正について

2023年12月26日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2024年1月15日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、証券市場の更なる信頼性向上に向けて、特設注意市場銘柄制度について、上場会社に早期の内部管理体制等の整備を求めるとともに、改善した内部管理体制等の定着を図ることでその実効性を高めていく観点から、所要の制度整備を行うものです。

その他、市場区分の変更に係る審査プロセス等についても、所要の上場制度の見直しを行います。

II 改正概要

1. 特設注意市場銘柄制度の見直し

(1) 指定解除要件の明確化

- 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると当取引所が認める場合に、指定を解除することを明確化します。

(2) 整備に係る期間の厳格化

- 指定から1年経過後の審査までに、内部管理体制等を適切に整備することを求めることとします。

(3) 経過観察期間の新設

① 対象会社

- 当取引所は、2回目の審査までに内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められた上場会社のうち、次のa又はbに定める場合に該当する会社について、指定を継続します。

(備 考)

・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第503条第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a、第2号

・ 規程第601条第1項第9号c

・ 規程第503条第4項第2号b、第7項第2号、第10項第1号b

- a 事業の継続性・収益性が確保されていない場合
 - b 上場維持基準に適合していない場合
- ② 確認事項と審査上の取扱い
- ・ 当取引所は、「①対象会社」に該当し、指定を継続した上場会社の内部管理体制等の整備・運用状況等について、各事業年度の終了後に審査を行い、次のとおり取り扱うこととします。
- (第1回目及び第2回目)
- a 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認める場合であって、「①対象会社」に該当しないこととなったとき
指定解除
 - b 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認める場合であって、「①対象会社」に該当しているとき
指定継続
 - c 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められない場合
上場廃止
- (第3回目)
- a 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認める場合
指定解除
 - b 内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められない場合
上場廃止
- ③ 整備・運用状況の開示
- ・ 特別注意銘柄へ指定された上場会社は、原則として年1回以上、内部管理体制等の整備・運用状況について開示するものとします。
- (4) その他
- ① 呼称の見直し
- ・ 現行の「特設注意市場銘柄」について、「特別注意銘柄」へ呼称を変更します。

・ 規程第503条第8項から第10項まで、第601条第1項第9号f、g

・ 規程第408条の3

・ 規程第503条、第601条等

② 指定解除後の状況報告制度の新設

- ・ 当取引所は、指定が解除された上場会社に対して、指定解除から5年が経過するまでの間、内部管理体制等の整備・運用状況を記載した改善状況報告書の提出を求めることができるものとします。

・ 規程第505条の2

2. その他

(1) 市場区分の変更に係る審査プロセスの円滑化

- ・ プライム市場又はグロース市場の上場会社がスタンダード市場への市場区分の変更を行おうとする場合には、幹事取引参加者による上場適格性調査を受けていなくても、当取引所による市場区分の変更審査の対象とするものとします。

・ 規程第308条第5項、有価証券上場規程施行規則第308条、第310条

(2) その他

- ・ その他所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日

- ・ 2024年1月15日から施行します。
- ・ 1. (1) から (3) までに関しては、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券等の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特設注意市場銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社については、なお従前の例によるものとします。
- ・ 1. (4) ②に関しては、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除した上場株券等の発行者である上場会社から適用します。
- ・ 2 (1) に関しては、施行日以後に市場区分の変更申請を行う者から適用します。

以 上